

仕 様 書

規 格	白灯油（日本産業規格 1号）
購入予定数量	14,000リットル 注) 予定数量はあくまでも見込みであり、保証するものではありません。
納入場所及び 納入方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 契約期間において、それぞれ次のとおりとする。ただし、気象状況や学校行事、休日等により調整を行う場合があるため、担当者の指示によること。 * 地下タンク 2基（管理棟3kℓ・通信棟1.5kℓ）に原則月1回給油とする。 * ポリタンク 最大30個（体育館入り口）に原則週3回（月、水、金）給油とする。 ○ ローリー車のメーター確認を行うので、給油作業の前後に事務室へ立ち寄り職員による確認を受けること。
支 払 方 法	代金の支払いは1か月毎の精算払とする。（月末締切）
そ の 他	<ol style="list-style-type: none"> 1 発注者（山形県立庄内総合高等学校長）と受注者（決定者）は、山形県財務規則の規定による物件購入契約約款（昭和38年8月県告示第707号）に基づき契約を締結するものとする。 2 受注者は、発注者の求めに応じて、納品する白灯油の石油成分分析表を提出するものとする。 3 市場価格の変動等の事由により、契約単価の変更が必要であると認められる場合は、下記により協議を行うことができるものとする（価格は税抜）。 <ol style="list-style-type: none"> ① 前回契約価格決定時の指標価格（経済産業省資源エネルギー庁の石油製品価格調査：給油所小売市況調査・灯油配達・山形の1ℓあたりの価格。以下同じ。）と、現行の指標価格に2円以上の変動があった場合は、受注者又は発注者から協議の申し出を行うことができる。 ② 変更契約額（増減額）は、前回契約価格決定時の指標価格と現行の指標価格の価格差額とし、変更契約額（増減額）の算定においては指標価格の増減額の小数点第2位を四捨五入するものとする。 ③ 入札時の指標価格と当初契約額の価格差は、変更時の指標価格と変更後契約額の価格差においても維持することとし、同額（端数処理による誤差を除く。）とする。 ④ 変更契約を行う日は、申し出を受理した日の翌月1日とする。 ⑤ 上記①～④によりがたい特別の事情がある場合は、別途協議を行うものとする。